

# 令和7年第10回教育委員会定例会 会議録

## ■ 開催日時

令和7年10月27日（月） 13時01分開会  
13時31分閉会

## ■ 開催場所

指宿市役所 大会議室A

## ■ 出席者

教育長 : 田之上 典昭  
教育委員 : 福富 早央里, 中村 みゆき, 濱崎 健児

## ■ 欠席委員

教育委員 : 別府 竜人

## ■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	湯ノ口 繁生
教育総務課長	水流 弘樹
学校教育課長	船間 秀仁
生涯学習課長	上園 浩司
学校給食センター所長	久保園 真弘
指宿商業高等学校事務長	横村 敬一郎

## ■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回会議録の承認
- (4) 会議録署名委員の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 議事
  - ・日程第1 議案第34号 指宿市立学校管理規則の一部改正について
  - ・日程第2 議案第35号 指宿市奨学資金条例施行規則の一部改正について
  - ・日程第3 議案第36号 指宿市大重・岩崎奨学資金条例施行規則の一部改正について
  - ・日程第4 議案第37号 指宿市青少年の善行等被表彰者の協議について
  - ・日程第5 議案第38号 指宿市社会教育功労者及び社会教育優良団体の決定について
- (7) その他
- (8) 閉会の宣告

## ■ 会議要旨

### 1 開会の宣告 (田之上教育長)

ただ今から、令和7年第10回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

## 2 会議成立の宣言

(田之上教育長)

本日は、別府職務代理者が欠席しておりますが、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

## 3 前回会議録の承認

(田之上教育長)

次に、前回の会議録の承認について、お諮りいたします。

令和7年第9回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(田之上教育長)

ご異議なしと認め、前回の会議録を承認いたします。

## 4 会議録署名委員の指名

(田之上教育長)

次に、本日の会議録署名委員の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を、福富委員にお願いいたします。

## 5 教育長の報告

(田之上教育長)

次に、教育長の報告です。

別紙資料を準備しておりますので、ご覧ください。

項目1です。

9月26日、令和7年度第3回指宿市議会定例会の最終本会議が行われました。

項目2、項目3です。

9月27日、第78回指宿温泉祭ハニヤ踊り、28日は湯権現祭典に参加をいたしました。ハニヤ踊りには、市内の小中高校の児童生徒や、先生方も多数参加し、時折雨も降りましたが、温泉祭が賑やかに行われました。夜はセントラルパークで、元ちとせさんのステージもあり、多くの人で賑わっておりました。

項目4です。

9月29日、柳田小学校、川尻小学校にて、南薩教育事務所、指宿市教育委員会合同学校訪問がありました。それぞれの学校の特色を生かした学校経営について説明があり、その後、授業参観をいたしました。教育事務所から丁寧なご指導をいただきましたので、後半の学校経営に生かしていただけると思っております。

項目5です。

9月30日、南指宿中学校の伝統になっている、朝ランの様子を視察いたしました。これまで指導していただいた地域の指導者の方が変わりましたが、生徒は変わらなく頑張っている姿を見ることができました。

項目6です。

10月1日から3日、中間申告に基づく校長面談を行いました。各学校の校長先生方から、経営目標の進捗状況をお聞きしました。

項目7です。

10月1日、辞令交付式を行いました。生涯学習課施設管理係に、新しく1名の配置がありました。

項目8です。

同じく1日、新規採用職員研修で講話を行いました。教育委員会事務局の業務概要の説明と、市役所職員としての心がけ、社会人として早くレギュラーになってくれることをお願いし、市民サービスのためには、そのことが大事であるということをお話したところです。

項目9です。

10月5日、今和泉小学校、池田小学校の運動会と、柳田校区運動会を視察いたしました。今和泉小学校では伝統芸能の小牧チョイノチョイ、池田小学校では猿の子踊りが披露され、地域とともにある学校であることを改めて感じました。柳田校区の運動会も、多くの市民の方が参加して盛大に行われました。教育委員の皆様も、ご出席ありがとうございました。

項目10です。

10月6日、開聞小学校で、今年度最後の市教育委員会学校訪問がありました。教育委員の皆様にもご指導いただき、ありがとうございました。

項目11です。

10月8日、指宿市小学校陸上記録会に出席いたしました。担当の先生方が企画から準備、運営までしっかり行ってくださり、子供たちの一生懸命な姿を見ることができました。

項目12です。

10月14日、柳田小学校の立哨指導に参加いたしました。校長先生と職員、子供たちが元気に、あいさつ運動をしておりました。保護者や公民館主事の方にも、子供たちの登下校を見守っていただいていることにお礼を述べたところです。

項目13です。

同じく14日、第1回学校給食費未納対策委員会で、委員への委嘱状交付と挨拶をさせていただきました。安全安心で美味しい給食の提供のために、未納対策をお願いしたところです。

項目14です。

10月15日から17日、福岡県飯塚市であった、第37回九州都市教育長協議会定期総会並びに研究大会に参加いたしました。総会後、文部科学省国立教育政策研究所所長の講話がありました。文部科学省企画官の行政説明等では、これからの中学校の教育課程や、教師を取り巻く環境についてが話題となっていました。

項目15です。

10月18日、時遊館COCICOはしむれ企画展オープニングセレモニーに出席いたしました。今年の企画展のタイトルは「山川石クエスト！－黄色い墓石がつなないだ薩摩・奄美・琉球－」です。学芸員を中心に山川石について調査した、すばらしい企画展になっておりました。3月上旬まで開催されておりますので、多くの方に来場いただければと思っております。

項目16です。

10月19日、第19回スポーツフェスティバルに出席いたしました。昨年、リニューアルされ2回目ということで、スムーズな運営がなされておりました。

項目17です。

10月23日，南さつま市の金峰学園でありました，鹿児島県小中一貫教育及びコミュニティ・スクールフォーラム並びに連絡協議会に出席いたしました。小中一貫教育の実践や，コミュニティ・スクールの実践についてのシンポジウムの後，鹿児島大学の原田准教授の講演がありました。地域の中の学校づくり，学校を核とした地域づくりと，双方向の関係づくりの必要性を感じたところです。

項目18です。

10月24日，第3回市校長研修会がありました。今回は，元鹿児島市立玉江小学校校長で，現在，鹿児島国際大学教務部次長の上村芳郎先生に講演をしていただきました。多くの経験から，校長先生方にユニークで示唆に富んだお話を聞いていただきました。

項目19です。

10月25日，断捨離の提唱者，やましたひでこさんによる講演がありました。市民会館は満席で，市内外から多くの方が来場されておりました。

項目20です。

10月26日，まさに運動会日和と言っていい秋空の下，指宿小学校，魚見小学校，川尻小学校の3つの小学校で運動会が行われました。教育委員の皆様にもご出席をいただき，ありがとうございました。

## 6 議事

### (田之上教育長)

それでは，議事に入ります。

日程第1，議案第34号，指宿市立学校管理規則の一部改正についてを議題いたします。

提案の説明をお願いします。

### (湯ノ口部長)

日程第1，議案第34号，指宿市立学校管理規則の一部改正について，提案のご説明を申し上げます。

資料の2ページをご覧ください。

指宿市立学校管理規則の一部改正を行うため，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により，教育委員会の議決を求めるものであります。

指宿市立学校管理規則は，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第1項の規定に基づき，学校の管理運営の基本的な事項を定めることを目的とした規則であります。

本案は，鹿児島県教育委員会教育長から令和7年9月10日付けで発出された，「今後の教育課程編成の改善及び実施について」の通知において，年度始めの始業日の設定の在り方などについて，各教育委員会において検討することが示されました。

このことを受け，本市の小中学校において，4月1日から始まる学年始休業日を「4月5日まで」から「4月7日まで」に変更するとともに，第1学年の児童

生徒については、学年始休業日を「入学式の前日まで」とするために、所要の改正をしようとするものであります。

なお、附則において、この規則は令和8年4月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**(田之上教育長)**

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

**(福富委員)**

始業式が始まるのが遅くなるということですが、その場合、授業時数の確保はどうなるのですか。

**(船間課長)**

各学校では、来年度の教育課程編成に向けた取組が、現在始まろうとしているところでございます。授業時数の確保につきましては、授業できる日数を基に、各学校が教育課程全体のバランスを図りながら、適正確保に努めていきます。今後の学校行事や、児童生徒会活動等の見直しを検討しながら編成していきますので、標準授業時数を確保できるように、各学校、計画を立てていくということになります。

**(田之上教育長)**

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

**(田之上教育長)**

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第1、議案第34号については、提案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

**(田之上教育長)**

それでは、日程第1、議案第34号は、提案のとおり可決することいたします。

**(田之上教育長)**

次に、日程第2、議案第35号、指宿市奨学資金条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

**(湯ノ口部長)**

日程第2，議案第35号，指宿市奨学資金条例施行規則の一部改正について，提案のご説明を申し上げます。

資料の5ページをご覧ください。

指宿市奨学資金条例施行規則の一部を別紙のとおり改正したいので，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により，教育委員会の議決を求めるものであります。

本案は，申請者及び保護者等の課税状況及び滞納状況を踏まえて，奨学生を審査することを明確にするために，規則の一部改正をしようとするものであります。

改正の主な内容について，新旧対照表で説明いたしますので，8ページをご覧ください。

第3条第1項に，申請者及び保護者等の課税状況及び納税状況に基づき，審査することを加え，審査の内容を明確にしようとするものであります。併せて，改正に伴う文言の修正や，第1号様式の調査照会事項について，所要の改正を行うものであります。

なお，附則において，この規則は令和7年11月1日から施行することとしております。

以上で，説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**(田之上教育長)**

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

**(田之上教育長)**

質疑・意見等がないようですので，質疑・意見を終結いたします。

日程第2，議案第35号については，提案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

**(田之上教育長)**

それでは，日程第2，議案第35号は，提案のとおり可決することといたします。

**(田之上教育長)**

次に，日程第3，議案第36号，指宿市大重・岩崎奨学資金条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

**(湯ノ口部長)**

日程第3，議案第36号，指宿市大重・岩崎奨学資金条例施行規則の一部改正について，提案のご説明を申し上げます。

資料の11ページをご覧ください。

指宿市大重・岩崎奨学資金条例施行規則の一部を別紙のとおり改正したいので，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により，教育委員会の議決を求めるものであります。

本案は，申請者及び保護者等の課税状況及び滞納状況を踏まえて，奨学生を審査することを明確にするために，規則の一部改正をしようとするものであります。

改正の主な内容について，新旧対照表で説明いたしますので，14ページをご覧ください。

第3条第1項に，申請者及び保護者等の課税状況及び納税状況に基づき，審査することを加え，審査の内容を明確にしようとするものであります。併せて，改正に伴う文言の修正や，第1号様式の調査照会事項について，所要の改正を行うものであります。

なお，附則において，この規則は令和7年11月1日から施行することとしております。

以上で，説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**(田之上教育長)**

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

**(田之上教育長)**

質疑・意見等がないようですので，質疑・意見を終結いたします。

日程第3，議案第36号については，提案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

**(田之上教育長)**

それでは，日程第3，議案第36号は，提案のとおり可決することといたします。

**(田之上教育長)**

次に，日程第4，議案第37号，指宿市青少年の善行等被表彰者の協議についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

### (湯ノ口部長)

日程第4，議案第37号，指宿市青少年の善行等被表彰者の協議について，提案のご説明を申し上げます。

資料の17ページをご覧ください。

指宿市青少年の善行等表彰に関する条例施行規則第4条の規定に基づき，別紙の個人及び団体を善行等被表彰者として選考したので，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第16号の規定により，教育委員会の議決を求めるものであります。

21ページをご覧ください。

表彰の基準となる善行又は他の模範となる行為につきましては，指宿市青少年の善行等表彰に関する条例施行規則第2条に規定されております。

被表彰者の決定につきましては，第4条におきまして「被表彰者は，選考委員会の会議で選考し，教育委員会で協議のうえ，市長が決定する。」と規定されております。

このため，各団体からの推薦を受けまして，先般，9月30日に青少年善行等表彰者選考委員会を開催し，審査を行った結果，個人2名及び1団体が選考されたところであります。

選考委員会で選考された個人及び団体の活動分野等につきましては，生涯学習課長が説明いたします。

### (上園課長)

それでは，選考委員会で選考された個人2名及び1団体につきまして，ご説明申し上げます。

18ページをご覧ください。

1人目は，餅原みおさんです。北指宿中学校の2年生です。子ども食堂「いぶすきそらまめ食堂」で，配膳や片付けなどにボランティアとして積極的に参加し，様々な世代の方と交流しています。

また，学校では美術部に所属し，子ども食堂に寄附をしてくださった市外在住の高齢者へ，絵を描いてお礼状を届けるという活動を行っており，特技を活かして社会へ貢献する姿は周囲の模範となっています。

以上の推薦理由により，指宿保護区保護司会会长及びいぶすきそらまめ食堂代表者から，共同で推薦されたものであります。

選考委員会におきましては，表彰基準の第1号「社会福祉」障害者，高齢者等に対する慰問等の奉仕活動行為に該当するものとし，選考されたところであります。

2人目は、水流光河さんです。山川高等学校の3年生です。ジュニア・リーダークラブでは、中学3年生、高校2年生の時に会長も務めるなど、積極的に活動しています。

また、学校においても、生徒会長を務めたり、意見発表大会で九州大会に出場し、優秀な成績を修めたりするなど、意欲的な姿勢は周囲の模範となっています。

以上の推薦理由により、指宿市子ども会育成連絡協議会会长から推薦されたものであります。

選考委員会におきましては、表彰基準の第6号「その他」前各号に属さない事項で、人のため社会のために奉仕するなどの行為に該当するものとし、選考されたところであります。

19ページをご覧ください。

団体は、指宿市ジュニア・リーダークラブ Bi Suk Yです。指宿市子ども会育成連絡協議会や、指宿市が主催する行事において、司会進行などの役割を担い、積極的に活動しています。

また、8月には医療法人主催のもと、認知症の高齢者と交流活動を行いました。今年5月に10周年を迎える活動の場を地域へ拡げ、社会へ幅広く貢献しています。

以上の推薦理由により、指宿市子ども会育成連絡協議会会长から推薦されたものであります。

選考委員会におきましては、表彰基準の第6号「その他」前各号に属さない事項で、人のため社会のために奉仕するなどの行為に該当するものとし、選考されたところであります。

本議案につきましては、教育委員会での協議結果を市長に報告し、市長が表彰者の決定を行うことになります。

なお、表彰につきましては、11月29日に指宿市民会館及びふれあいプラザなどの館で開催予定の生涯学習フェスティバルにおいて行うこととしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

### (田之上教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

### (福富委員)

11月3日に、鰐地区でスメ体験があるのですが、その事前講習会として、10月11日に市役所で、Bi Suk Yさんがボランティアで入って、子供たちや保護者への説明会がありました。この水流光河君は、私の子供と同級生で、中学校までは一緒だったのですが、アイスブレイクも大人顔負けの様子で、ユーモアも交えながら引っ張っていて、Bi Suk Yに長く所属して、立派に成長したなと感慨深く見守っていたところでした。その場に参加されていた保護者からも、Bi Suk Yの活動に、お子さんを参加させたいという声も聞いたので、今回表彰

されることになって、またボランティアに入ってくれる子供たちも増えるのではないかと期待しております。

**(田之上教育長)**

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

**(田之上教育長)**

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第4、議案第37号については、提案のとおり同意することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

**(田之上教育長)**

それでは、日程第4、議案第37号は、提案のとおり同意することといたします。

**(田之上教育長)**

次に、日程第5、議案第38号、指宿市社会教育功労者及び社会教育優良団体の決定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

**(湯ノ口部長)**

日程第5、議案第38号、指宿市社会教育功労者及び社会教育優良団体の決定について、提案のご説明を申し上げます。

資料の23ページをご覧ください。

指宿市社会教育功労者及び社会教育優良団体表彰規程第5条の規定に基づき、指宿市社会教育功労者及び社会教育優良団体を決定したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第16号の規定により、教育委員会の議決を求めるものであります。

26ページをご覧ください。

表彰の基準等につきましては、指宿市社会教育功労者及び社会教育優良団体表彰規程の第2条において表彰の基準を、第3条において表彰の対象となる活動を規定しております。

27ページをご覧ください。

表彰の決定につきましては、第5条において「教育委員会は、前条（社会教育関係団体やその他公共的団体等の長から表彰候補者）の推薦を受けたときは、社

会教育委員の会議に諮り、その意見を聴いた上で被表彰者を決定するものとする。」と規定しております。

本議案の候補者及び候補団体の推薦につきましては、先般、9月29日に開催された、令和7年度第2回社会教育委員の会議でご意見を伺っております。会議において、推薦のあった社会教育功労者の表彰候補1名及び社会教育優良団体の表彰候補1団体の表彰は、いずれも妥当であるというご意見を、全会一致でいただいております。

表彰候補者の活動分野等につきましては、生涯学習課長が説明いたします。

### (上園課長)

24ページをご覧ください。

社会教育功労者及び社会教育優良団体の表彰候補について、ご説明申し上げます。

まず、社会教育功労者の表彰候補です。

今回、推薦されました候補者は、栄井唯雄氏です。栄井氏は、令和元年度から学校ボランティアとして朝夕の立哨をはじめ、様々な学校応援活動に熱心に取り組み、子供達の安心・安全に努めています。

また、放課後子ども教室のボランティアとしても積極的に参加していらっしゃいます。

今回、ボランティア活動の分野で表彰に該当するものとして、丹波校区公民館長から推薦されたものであります。

25ページをご覧ください。

次に、社会教育優良団体の表彰候補です。今回推薦された団体は、開聞防犯パトロール隊であります。開聞防犯パトロール隊は、平成19年2月から活動を開始され、児童生徒の登下校時のパトロールや、街頭での立哨を中心とした見守り活動、声掛け運動を行っています。

また、開聞夏祭りや枚聞神社六月灯など、地域の祭りにおける夜間巡回、学校的スクールゾーン委員会への参加なども行っていただいております。

今回、青少年教育活動及びボランティア活動の分野で表彰に該当するものとして、開聞小学校長から推薦されたものであります。

なお、本日決定いただきましたならば、11月29日、指宿市民会館及びふれあいプラザなのはな館で開催予定の生涯学習フェスティバルにおいて表彰を行うこととしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

### (田之上教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

**(田之上教育長)**

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第5、議案第38号については、提案のとおり同意することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

**(田之上教育長)**

それでは、日程第5、議案第38号は、提案のとおり同意することといたします。

以上で、本日、予定しておりました議案等については、全て終了いたしました。

## 7 その他

**(田之上教育長)**

これより、その他に入ります。

何かございませんでしょうか。

(なしの声)

## 8 閉会の宣告

**(田之上教育長)**

以上で、令和7年第10回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。